

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

2024 年の診療報酬改定に伴い、しろばと訪問看護ステーションでは看護師等がオンライン資格確認によりご利用様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

☆施設基準

- 1.厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること
- 2.マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること
- 3.医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
- 4.3 の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること

☆個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

令和 7 年 3 月 31 日

医療法人光誠会 しろばと訪問看護ステーション